

東村山市表彰条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和元年 8 月 2 9 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市表彰条例の一部を改正する条例

東村山市表彰条例（昭和 6 2 年東村山市条例第 1 9 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）の公布等に伴い、表彰該当者の適用除外における成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化を図るため、本案を提出するものである。

東村山市表彰条例の一部を改正する条例

東村山市表彰条例（昭和62年東村山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第11条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「受け復権しない」を「受けて復権を得ない」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東村山市表彰条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(市民表彰)

第3条 市民表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

(1)～(4) (略)

(適用の除外)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、第3条から第5条までに規定する該当者であっても、この条例を適用しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 懲戒によりその職を免じられた者

(4) 前3号に定める者のほか、不相当と認められる者

旧 条 例

(市民表彰)

第3条 市民表彰は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

(1)～(4) (略)

(適用の除外)

第11条 次の各号の一に該当する者は、第3条から第5条までに規定する該当者であっても、この条例を適用しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 成年被後見人及び被保佐人

(3) 破産手続開始の決定を受け復権しない者

(4) 懲戒によりその職を免じられた者

(5) 前各号に定める者のほか、不相当と認められる者